

令和8年度 第1回船橋市児童福祉審議会 会議録

開催日時

令和8年7月17日（金） 13時30分～14時45分

開催場所

船橋市役所 11階 大会議室

出席者

（委員）

佐藤委員（委員長）、黒坂委員（副委員長）、岩瀬委員、大塚（正）委員、大塚（佳）委員、大月委員、大野委員、大前委員、尾木委員、柏女委員、金子委員、上林委員、川崎委員、小出委員、佐瀬委員、佐原委員、中川委員、中原委員、松崎委員、松本委員、鰐部委員

（市職員）

安保健康福祉局長、鈴木こども家庭部長、狩野こども政策課長
奥野児童相談所長、横山児童相談所総務主幹

（事務局）

こども政策課 石原こども政策課長補佐、宇都総務企画係長、山本主任主事、
吉野主事、成松主事

次第

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長挨拶
4. 委員紹介
5. 議題等
 - （1）委員長及び副委員長の互選について
 - （2）船橋市児童福祉審議会運営要綱等の制定について
 - （3）部会員の指名について
 - （4）船橋市児童相談所の設置について
 - （5）児童死亡事例対応検証報告書について
6. 閉会

公開区分

公開

傍聴者の定員・傍聴者数

定員10名 傍聴者1名

議事

1. 開会

○事務局（こども政策課長補佐）

それでは、これより令和8年度第1回船橋市児童福祉審議会を始めさせていただきます。

皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

本日、司会進行を務めさせていただきます、こども政策課課長補佐の石原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 委嘱状交付

○事務局（こども政策課長補佐）

それでは、早速ではございますが、委嘱状を交付いたします。市長が皆様のお席にお伺いし、委嘱状をお渡しします。本日の座席順にお名前をお呼びいたしますので、その場でご起立いただきますようお願いいたします。

（松戸市長より各委員に委嘱状交付）

○事務局（こども政策課長補佐）

なお、本日オンラインでご出席いただいている大塚佳子委員、大野地平委員、大前綾委員、川崎二三彦委員、中原美恵委員、鰐部裕実委員、これらの方の委嘱状につきましては、事前に郵送させていただいておりますことを申し添えます。

3. 市長挨拶

○事務局（こども政策課長補佐）

それでは、続きまして、市長よりご挨拶を申し上げます。

○松戸市長

皆様、こんにちは。市長の松戸でございます。本日は大変ご多忙の中、第1回船橋市児童福祉審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

そして、各委員の皆様には、日頃からそれぞれのお立場でご尽力いただいております。改めて敬意を表しますとともに、また今回この委員をお引き受けいただきましたこと、重ねて御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

ご承知のように、船橋市は、今年7月1日に市として独自の児童相談所を開設いたしました。これまで家庭児童相談室で家庭のサポートをしておりましたが、家庭児童相談の情報を一元的に管理して、児童虐待の防止等を含めて、迅速な対応をしていく体制を構築いたしました。ただ、まだスタートしたばかりでありますので、この審議会の中でいろいろな形でご意見を伺う中で、よりしっかりとした体制を取っていきたいと考えておりますので、改めてよろしくお願い申し上げます。

そして、今まで社会福祉審議会でご扱っていた保育所の認可なども含めてまたご審議をいただくことになります。また、児童の権利擁護については、当然この中でしっかりと

議論をしていただいて、施策に生かしていきたいと思っております。

今、社会がどんどん変化をしていって、こどもたちの置かれている状況も、私が行政の立場から見ているだけでも、環境の格差が広がってきているように思います。また、格差がなくてもいろんなリスクがある状況にいるこどもたちもたくさんおります。市として児童相談所を開設した意味というのは、やはり自分のまちで育っているこどもたちは、どんな状況にあってもしっかりと次の将来に向かって歩める環境をつくっていく必要があるということで開設をいたしましたし、この児童福祉審議会も、そういった意味で、それをしっかりと前に進めるための審議会でもあると考えておりますので、改めて委員の皆様のご忌憚のないご意見をお伺いできればと思っております。

先生方のますますのご活躍と、今回お引き受けいただきましたことに改めて感謝を申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。

これからもお世話になりますけれども、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。

○事務局（こども政策課長補佐）

続きまして、市側の職員を紹介させていただきます。

（職員紹介）

○事務局（こども政策課長補佐）

それでは、松戸市長は公務のため、ここで退席させていただきます。

○松戸市長

では、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

（松戸市長 退室）

○事務局（こども政策課長補佐）

それでは、本日の会議の進行などについてお伝えいたします。

ご発言をされる際は手を挙げて、事務局からマイクを受け取ってからご発言をお願いいたします。

オンライン参加の皆様につきましては、ご発言される際を除き、マイク機能はオフにしておいていただきますようお願いいたします。ご発言を希望される際は、カメラに向かって挙手していただくか、ビデオ会議ソフトの手挙げ機能でお知らせください。指名を受けましたら、マイク機能をオンにしてご発言をお願いいたします。終わりましたら、マイク機能をオフにさせていただきますようお願いいたします。

本日の審議は90分程度を予定しております。円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

続きまして、会議の傍聴についてご説明いたします。

船橋市の附属機関につきましては、船橋市情報公開条例の規定により、不開示情報が含まれる場合を除き、原則として会議を公開しなければならないこととされております。

会議の公開や傍聴の取扱いにつきましては、この後の2つ目の議題としておりますが、本日は初回の会議であることから、あらかじめ事務局において、議題に不開示情報が含まれていないため、会議を公開とし、併せて傍聴者の定員を10名としてホームページに掲載させていただきましたことをご了承願います。

なお、定員を超えた場合には、抽選により傍聴者を決定することといたしました。

本日は1名の傍聴者がいらっしゃっております。

それでは、ここで傍聴者に入場していただきます。

(傍聴者 入室)

○事務局（こども政策課長補佐）

傍聴者の方は、受付の際にお渡しした傍聴に関する注意事項の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

それでは、続きまして、本日の資料を確認させていただきます。お手元の資料をご確認ください。

(配布資料の確認)

4. 委員紹介

○事務局（こども政策課長補佐）

それでは、続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

(委員紹介)

○事務局（こども政策課長補佐）

なお、千葉経済大学短期大学部教授、上村麻郁様につきましては、本日は欠席のご連絡をいただいております。

それでは、議事に先立ちまして、この児童福祉審議会についてご説明をさせていただきます。

資料1、「船橋市児童福祉審議会条例」をご覧ください。

本市は7月1日に児童相談所設置市に移行したことにより、船橋市児童福祉審議会条例を制定し、当審議会を設置するものでございます。

条例第2条から第4条において、委員は26人以内、任期は2年、委員長及び副委員長においては委員の皆様の互選により定めることとしており、本日の議題とさせていただきます。

また、当審議会は専門性の高い調査審議事項を審議することから、条例第6条において当審議会に部会を置くこととしており、部会に所属していただく委員については、委員長が指名することとしております。

本日は、各部会が所掌する事項や運営方法を規定する「船橋市児童福祉審議会運営要綱等の制定について」をご審議いただいた後に、委員長から各部会に所属する委員をご指名させていただきます。

説明は以上でございます。

5. 議事等

○事務局（こども政策課長補佐）

それでは、議事に入りたいと思います。

船橋市児童福祉審議会条例第5条第1項の規定によりまして、委員長が議長を務めることとされておりますが、今回は1回目の会議となるため、委員長が決まっておりません。そのため、委員長が決まるまでの間、健康福祉局長が仮議長として会議を進行することとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（こども政策課長補佐）

それでは、安保健健康福祉局長、よろしくお願いいたします。

○仮議長（健康福祉局長）

承りました。仮議長を務めさせていただきます健康福祉局長の安保でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、22名の委員のうち、21名の方々にご出席いただいておりますことから、船橋市児童福祉審議会条例第5条第2項に規定されております過半数の定足数に達しておりますことをご報告いたします。

（1）委員長及び副委員長の互選について

○仮議長（健康福祉局長）

それでは、1つ目の議題、「委員長及び副委員長の互選について」でございます。

船橋市児童福祉審議会条例第4条第1項により、委員長及び副委員長は委員の互選により定めることとされております。

どなたか委員長のご推薦はございますでしょうか。

○小出委員

社会福祉協議会の小出です。

委員長は佐藤委員にお願いしたいと思います。

佐藤委員は、社会福祉審議会児童福祉専門分科会で分科会長を務めており、この分科会の所管事項は児童福祉審議会に引き継がれています。また、保育学を専門とされ、子育てに関する様々な社会的活動をされているなど、児童福祉施策の推進にご尽力されております。

以上のことから、佐藤委員が委員長に適任と思いますので、推薦させていただきます。

○仮議長（健康福祉局長）

ありがとうございます。

ただいま、小出委員より委員長に佐藤委員のご推薦をいただきましたが、皆様いかが

でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○仮議長（健康福祉局長）

ありがとうございます。

それでは、佐藤委員に委員長をお願いしたいと思います。

佐藤委員長につきましては、あちらにございます委員長席へ移動をお願いいたします。

(佐藤委員、委員長席に移動)

○仮議長（健康福祉局長）

それでは、佐藤委員長、一言ご挨拶をいただいてもよろしいでしょうか。

○佐藤委員長

皆様、改めましてこんにちは。ただいまご推薦いただきました千葉大学の佐藤有香と申します。

現在、児童福祉をめぐる課題が複雑化しており、専門的な審議体制が求められる中、今回、新たにこの審議会が設置されたことは大変意義あることと受け止めております。

船橋市のこどもと家庭を取り巻く状況を丁寧に踏まえながら、委員の皆様のお力をいただき、実効性のある議論を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○仮議長（健康福祉局長）

ありがとうございます。

それでは、以降の進行につきましては、佐藤委員長をお願いいたします。

○佐藤委員長

よろしくお願いいたします。

続きまして、副委員長についてですが、私からご提案させていただいてもよろしいでしょうか。

副委員長は、黒坂委員をお願いしたいと思います。

黒坂委員は、弁護士としてこどもの権利擁護に努められているほか、市の児童相談所基本構想改訂検討会の委員や、県や市の児童虐待法律アドバイザーなどをされており、児童福祉に深い見識をお持ちだと思います。

皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐藤委員長

それでは、黒坂委員に副委員長をお願いしたいと思います。

黒坂委員につきましては、こちらにあります副委員長席へご移動をお願いいたします。

(黒坂委員、副委員長席に移動)

○佐藤委員長

それでは、黒坂副委員長、一言ご挨拶をいただいてもよろしいでしょうか。

○黒坂副委員長

副委員長を拝命いたしました黒坂と申します。

委員の皆様と力を合わせて、こどもたちの健やかな成長と発達のために力を尽くしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

(2) 船橋市児童福祉審議会運営要綱等の制定について

○佐藤委員長

それでは、議事に入りたいと思います。

議題の２点目、「船橋市児童福祉審議会運営要綱等の制定について」です。

こども政策課よりご説明をお願いいたします。

○こども政策課長

こども政策課の狩野です。

議題（２）、「船橋市児童福祉審議会運営要綱等の制定について」、ご説明いたします。

資料２－１、「船橋市児童福祉審議会運営要綱（案）」をご覧ください。

まず、第１条は本要綱の趣旨を規定しております。

続いて、第２条第１項では、設置する部会について定めています。別表につきましては、後ほどご説明いたします。

資料１に記載の船橋市児童福祉審議会条例第６条第７項にて、「審議会は、その定めるところにより、部会の会議の議決をもって審議会の会議の議決とすることができる。」と規定しております。これを受けまして、要綱第２条第２項で部会の会議の議決を審議会の会議の議決として扱う旨を規定しております。

第３項は、条例や要綱に定めのないことは部会で定めることを規定しております。

第３条は、本要綱にて常設する部会に加えて、必要に応じて臨時の部会を設置できることと規定しております。

ここまでの部会に関する規定です。

なお、委員の皆様が所属する部会につきましては、条例第６条第２項で委員長が指名することとなっております。

続いて、第４条です。こちらについては、調査審議における除斥事項を定めています。例えば、保育所の認可に関する審議において、設置する法人の理事が委員の配偶者などである場合などを想定しております。ただし書にて、除斥事由に該当する場合でも、会議において同意がある場合は出席し、発言することができることとしておりますが、議

決権はございません。

最後に、第5条です。本要綱の軽微な改正については、審議会に諮らずとも委員長において専決できることとし、改正を行った場合は次の審議会で報告することとしております。この後ご説明する別表にて、部会の所掌事項を法令の条文で規定しております。法改正で、条例の内容自体は変わっていないが、条番号が変更してしまった場合、いわゆる条ずれの改正を想定しております。

以上が本則となります。

施行日につきましては、案をご承認いただければ、本日付での施行と考えております。

次に、各部会の名称とその所掌事項を定めた別表です。これまで案として皆様にご説明させていただいたとおり、施設部会、里親部会、権利擁護部会、死亡事例等検証部会の4つを常設いたします。

所掌事項については、要綱として疑義のないよう根拠となる法令を記載していますが、その内容といたしましては、資料2-2の「船橋市児童福祉審議会 所管事項一覧」のとおりとなっております。

なお、一覧の5、その他に記載しております2つの事項につきましては、当市において調査審議の実績はございませんが、もし起きた場合はこの全体会で調査審議いただくことになります。

以上が運営要綱で、主に部会について定めさせていただきました。

次に、別に定めることとしている会議の公開について、資料2-3、「船橋市児童福祉審議会の会議の公開に関する取扱基準（案）」をご覧ください。

こちららも運営要綱と同様、第1条で趣旨を規定しています。船橋市情報公開条例にて附属機関の会議は公開としており、不開示情報が審議事項に含まれるなどの事情がある場合のみ、例外的に非公開となります。

第2条では、会議の非公開について、会議開催前に委員長または部会長が決定できる旨を定めています。当市では、会議を開催する場合、遅くとも開催の1週間前にホームページでその旨を公表することとなっています。会議が非公開となる場合、公表時点でその旨も周知できるようこの規定を設けております。

第3条、第4条は、定員と受付方法です。こちららもホームページで事前に公表します。会場大きさに合わせた定員数を設定しますが、定員を超える希望者があった場合、抽選にて決定いたします。

第5条から第7条までは、会議の円滑な運営のため、傍聴者の制限、遵守事項、写真撮影などの制限について規定しています。

こちららもご承認いただければ、本日付での施行と考えております。

なお、本日の会議につきましては、当要綱（案）に準ずる形で傍聴についてご案内していることを申し添えます。

説明は以上となります。

○佐藤委員長

ご説明ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見等がございましたら、会場の方は挙手をお願いいたします。

オンライン参加の方は、カメラに向かって挙手していただくか、手挙げ機能にてお知らせください。よろしいでしょうか。ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

それでは、船橋市児童福祉審議会運営要綱及び船橋市児童福祉審議会の会議の公開に関する取扱基準を定めるものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐藤委員長

それでは、この運営要綱等を定めることといたします。

(3) 部会員の指名について

○佐藤委員長

続いて、議題の3点目、「部会員の指名について」です。

ただいま制定した運営要綱により、本審議会に施設部会、里親部会、権利擁護部会、死亡事例等検証部会の4つの部会が設置されました。

部会に属する委員は、船橋市児童福祉審議会条例第6条第2項により、委員長が指名することとなっております。この指名につきましては、事務局から配付している資料3、「船橋市児童福祉審議会委員 所属部会(案)」に記載のとおりとさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(4) 船橋市児童相談所の設置について

○佐藤委員長

それでは、続いて議題の4点目、「船橋市児童相談所の設置について」です。

児童相談所よりご説明をお願いいたします。

○児童相談所長

資料4をご覧ください。この資料に沿いましてご報告をさせていただきます。

令和6年6月から工事に着手しておりました船橋市児童相談所の整備につきましては、本年3月23日に竣工しまして、以降、約3か月間の開所準備期間を経まして、本年7月1日に開設いたしました。中核市としては千葉県内で初、全国の中核市としては8番目の児童相談所となっております。

船橋市の総人口は65万人を超えまして、政令指定都市を除くと全国で最も人口規模の大きい市となっております。17歳以下の児童人口につきましても令和8年4月時点で9万人を超えており、そのような中で、基礎自治体である船橋市が設置する児童相談所として、市民にとって身近な相談窓口となるだけでなく、地域住民やこどもに係る全ての団体や機関に浸透した信頼ある機関となり、さらに、こども家庭センターをはじめとする児童福祉に関連する全ての機関、団体、個人との連携を十分に図り、船橋市の全てのこどもの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援していく姿を目指しております。

開設時の組織体制につきましては、資料にございますように、所長、それから専門職

管理職、弁護士、医師、児童福祉司、児童心理司、一時保護所の保育士等を含め、13係149名の常勤職員で、この中には千葉県からの派遣職員も含まれますが、開設を迎えております。

各係の細かいことにつきましては、資料の図をご参照ください。

施設の概要につきましては、6月20日、21日で内覧会を開催させていただいておりますが、概要を申し上げます。

所在地は船橋市若松2丁目3番61号にございまして、敷地面積が3,086.21平米です。鉄筋コンクリート造り、地上3階建て、2階部分を中心に一時保護所が設置されております。延べ面積が3,615.61平米になります。

主な設備等としまして、児童相談所部分は、事務室、面接室が16室、親子交流スペース、多目的トイレ、授乳室、集団面接室兼会議室、ファイル室などを設けております。先ほど申し上げましたように、2階部分、それから3階部分を使用しまして、一時保護所を設置しております。事務室、児童等の居室、医務室、食堂、学習室、ラウンジ、中庭、防災用備蓄倉庫、体育室、屋上広場などもございます。写真を下に示してございます。一時保護所の定員は32名ということになっております。

以上、ご報告でございます。

○佐藤委員長

ご説明ありがとうございました。

それでは、船橋市児童相談所の設置について、ご質問、ご意見等がございましたら、会場の方は挙手をお願いいたします。オンラインの方は、カメラに向かって挙手していただくか、手挙げ機能にてお知らせください。

佐瀬委員、お願いいたします。

○佐瀬委員

立派な施設ができてすごく素晴らしいと思うのですが、例の巨人軍の阿部元監督のご家族の問題が、年齢の問題もあったのでしょうけれども、長女が頼るところがなくて、児童相談所に連絡をして、結局お嬢さんとして思っていない方向へ多分進んでしまったと思うのです。本来気の置けない家族との関係が今後どうなるのだろうかとか、長女のことを考えるとすごく重い十字架を背負わせてしまったのかなと。これを契機に、児童相談所に連絡したら大変なことになるよなんていうことになる、それこそせっかく児童相談所ができたのに、利用されなくなるといけないのではないかなという懸念をしているのですが、その辺はいかがなのでしょう。

○佐藤委員長

お願いいたします。

○児童相談所長

それでは、ご回答させていただきます。

阿部監督の事件というのは、18歳の長女の方が児童相談所に、通報内容まで具体的

に私は存じ上げないのですけれども、家族、父親から暴力を受けているというような趣旨での相談をしたところ、受けた児童相談所からの110番通報が行われたということで、それに基づいて出動した警察署の方が現場に赴いて、そこで現行犯逮捕されたというような概略であると認識をしております。

まず、1点目でございますけれども、児童相談所は原則的に児童を対象にしております。電話をかけられた方が18歳以上であったということで、具体的な援助、支援というところでは保護の対象外になってしまう部分がございますので、対応ができないというところがございますけれども、相談については、聞かせていただくということは一般的な対応として行っております。

逮捕が行われたことにつきましては、それは警察署の方の判断ということになりますので、そこには児童相談所の関与はございません。逮捕されたか否かの部分については、それはあくまで警察署の方が現場に赴いて事実確認をされて、その要件に該当するしないという部分で逮捕が行われたということになっているかと思います。

あともう一点、110番通報がされたことに関してですけれども、電話での相談で現に暴力行為が行われていたということになりますと、生命その他に危険が及んでいるかもしれない。それは現に目視しているわけではなく、電話で聴取している内容の中で、暴力被害を受けているということが推測される場合、その場で児童相談所がすぐに駆けつけることができないというところがございますので、最大限人身安全という部分に配慮して、110番をさせていただいたという動きになろうかと思います。

総合的に、いわゆる児童相談所の対応として逮捕が行われたということではございません。ただ、児童相談所として今後同じような案件、家庭内で例えば暴力行為が行われている可能性がある、それによって生命が脅かされているかもしれないというような電話相談を受けた場合には、相談している方の人身の安全を図るために、110番通報を行わせていただくことが今後も継続するということはあるのではないかと考えております。

○佐藤委員長

ありがとうございました。

佐瀬委員。

○佐瀬委員

本人が相談して、本人のために全くならなかったというのが、責任論の誰が悪いではなくて、相談者を守る制度なのかなと思っていたんですが、年齢で切られて、相談したら大変なことになるよねみたいな風潮になると、それこそ怖いなと思っていますので、そういう考え方もあるというのをちょっと頭に入れていただければ助かります。

以上です。

○佐藤委員長

ご意見ありがとうございました。

それでは、そのほかご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

小出委員、お願いいたします。

○小出委員

社会福祉協議会の小出です。

開設されて2週間ちょっとたっていると思うのですけれども、答えられる範囲で結構ですので、利用状況を教えていただけますでしょうか。

○児童相談所長

お答えいたします。

利用状況というところで申し上げますと、まず一つは、児童相談所ですけれども、通常、児童福祉法の12条によって都道府県が設置義務を負っているところでありまして、そのほかに政令指定都市もありまして、今回、船橋市は児童相談所設置市ということで、政令の指定を受けまして、7月1日から児童相談所を開設いたしました。

それまでは、船橋市を管轄する市川児童相談所がございまして、そこが児童相談所の業務を行っていました。船橋市児童相談所が開設したことによりまして、市川児童相談所から船橋市児童相談所に継続している相談の引継ぎが行われております。その数をご報告さしあげたいと思います。

市川児童相談所から市の船橋市児童相談所への引継ぎの件数という表現をさせていただきますけれども、県の児童相談所からの引継ぎ総件数は1,229件ございます。これは、市川児童相談所で取扱いをしていたケースを船橋市が開設時にそのまま引継ぎを行ったものということになります。

児童相談所の機能としましては、相談機能、それから一時保護の機能、そして措置機能というのが大きなものとして言われているところでございますけれども、うち里親、それから施設等への措置の児童数が178件、178人となっております。

これ以外で、いわゆる措置の対象になっていないもの、在宅で指導しているもの等を中心としたものは、引き算しますと1,051件という形になっております。その在宅の児童中、市川児童相談所の一時保護所に既に入所していたこどもたちは、当然、船橋市児童相談所が開設によって引継ぎを受ける形になりますので、これが24名、24件という状況になっております。

さらに、市の準備段階から、虐待ケース等については、その後の市の児童相談所の開設を見込みまして、市のほうで対応している件数もございました。そちらにつきましては、390件ほど市から児童相談所に送致をするというような事務的な取扱いをしまして、引継ぎを行っているという状況になっております。

一時保護児童24名につきましては、一度に移動させますと、なかなか生活の成り立ち、全く人のいないところからこどもたちの生活をつくり上げていくという作業が必要になりますので、段階的に引継ぎを受けるという形で行っております。最初の7月1日の開設日には、市川児童相談所の一時保護児童中、男児、学齢の男の子6名の引継ぎを受けるということで、初日からの一時保護児童はその数となっております。今、順次引継ぎを行っていますが、中には、なかなか集団生活が難しいこどもさんたちもいらっしゃいますので、まず集団生活が可能な子たちでもって基本的な生活の構造をつくって、

その中になかなか適性が難しいこどもたちを加えていくという形で進めております。現在、初日の6名プラス2名で8名の男の子を市川児童相談所の保護所から引継ぎを受けております。この後、2回に分けて引継ぎという形で引っ越ししてもらう予定になっておるのですけれども、まだ15名ほど、市川児童相談所の保護所に船橋市から一時保護の委託をするという形で残っているこどもさんがいらっしゃいます。

併せて利用状況というところで、市川児童相談所の保護所から直接引き受けるだけではなく、新たに相談を受けまして、一時保護が必要になったということで、一時保護所に警察等の協力も得たこどもさんもいらっしゃいますけれども、引き受けたこどもさんが4名ほどいらっしゃいます。

あと、一時保護所では対応できない年齢のこどもさん、乳幼児、年齢の非常に低いところに相当するこどもさん2名も、現在、県設置の乳児院に協力をしていただいて、そちらに一時保護委託という形でお願いをしているという状況です。

以上の内容になります。

○佐藤委員長

ご説明ありがとうございました。

小出委員、大丈夫ですか。

○小出委員

大丈夫です。よく分かりました。ありがとうございます。

○佐藤委員長

ご丁寧にご説明ありがとうございました。

それでは、そのほかご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

松本委員、お願いいたします。

○松本委員

船橋市医師会の松本です。よろしくお願いします。

3つほど伺いたいたことがあります。

1つ目です。まず、私は、児童相談所基本構想改訂検討委員をやらせていただいている頃から、船橋には、ここにいらしている皆さんも含め、子育てをお手伝いしたい、養育環境を守っていききたいという志のある団体、個人の方がいっぱいいらして、その方たちと連携していかないときっと児童相談所のお仕事が大変になるということを申し上げてまいりました。その辺の地域のそういった志のある団体、それから個人の方々が、どういったサービスがどこで受けられるかということをもとめて使えるようにしていただきたいということだったのですけれども、その進捗状況と、あとは、先ほど目指す姿として児童福祉に関係する全ての機関、団体、個人との連携を十分に図りとおっしゃっていただきましたけれども、要対協のほうも官民かかわりなく一つの輪を形成して、こどもたちを守っていかねばいけないと思うので、こちらのほうの整備状況をお伺いしたいと思います。

それから、2つ目です。児童相談所の職員の皆さんはとても大変なお仕事を担っていらっしゃると思うのですが、職員の皆さんのメンタルヘルスを守っていくことはとても大事だと思っています。その辺り、開設してお仕事は始まったと思うのですが、職員の皆さんのそこら辺を守ることではどうなっているのかということをお教えいただきたいと思います。

それから、開設早々恐縮なのですが、先ほど佐瀬委員からもお話ししたように、やはり児童相談所のお仕事がかどもたちにとって適切に行われているかということは非常に大事な点だと思うので、第三者の目というか、そういうところはどういうふうになっているのかということを知りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長

ありがとうございます。

では、ご回答をお願いいたします。

○児童相談所長

ありがとうございます。では、一つずつご説明をさせていただきたいと思います。

1点目、市内の社会資源等の整備状況というか、協力体制の構築についてでございます。船橋市では、児童相談所を設置することに先駆けまして、4月1日からこども家庭センターを開設しております。こども家庭センターの重要な業務の中に、地域社会資源の醸成、育成、あるいは協力体制の構築という業務が入っております、主体系についてはこども家庭センターのほうに担っていただくという構図になるかと思います。

児童相談所としましては、地域の社会資源ということが当たるかどうかというところはあるのですが、千葉県登録の船橋市内に在住している里親さんについて引継ぎを受けております。今現在、引継ぎを受けたところですので、登録している市内の里親さんに全戸訪問のお願いをさせていただきまして、それぞれの里親さんの個々の家庭のほうに訪問をさせていただくという取組をしているところでございます。その中で、里親さんを活用したショートステイ、今現状では、船橋市内でショートステイもこども家庭センターのほうで所掌して行っているところですが、こちらの受皿、提供先という形で、里親さんにご協力いただけるかどうかという部分も含めて、里親さんの全戸訪問に着手をさせていただいているところになっております。

他の部分につきましては、もうちょっと大きな団体にいろいろ初日からご協力いただいているのですが、医師会の先生方に、保護するに当たって、委託先に運ぶ前に診察を急遽お願いしてご協力いただきました。ありがとうございました。

それから、管内の児童福祉施設ということで、こちらにおいでいただいております恩寵園さんですか、福祉型障害児入所施設のふる里学舎さん、それから、児童福祉施設の一形態になりますけれども、児童家庭支援センターが市内2か所に設置されておりますので、こちらとの連携というところで個々との話はしているのですが、全体としては、協力をする、連携をする、あるいは情報を共有するという動きについて、これから検討させていただくような形になっているかと思っております。社会資源の整備状況については、今後何か出てくるかもしれませんが、今申し上げられるのは以上

の部分になります。

要対協につきましても、事務局はこども家庭センターのほうで担っておりますので、そちらの一構成員という形と、要対協では、児童相談所が一時保護している、また、施設、里親さんの利用という形で、そちらにお願いをしているこどもさんも含めて、ケースの進行管理をするという役割がございますので、それらの情報を要対協の会議、こども家庭センターと児童相談所との間の会議を通じて情報共有すること、それから、こども家庭センターと児童相談所の間になりますけれども、合同受理会議ということで、送付を受けたケースについての打合せというところで、なるべく漏れ落ち等がないように、今、そのような方法を模索している段階になろうかと思います。要対協そのものにつきましても、冒頭ご説明しましたとおり、こども家庭センターが事務局となっておりますので、そちらに運営の中心がありまして、ケースの進行等については相互に協力をしながら進めさせていただくという形になっております。

3点目の職員のメンタルヘルスの部分については、まだ開設しまして1か月が終わっておりませんで、具体的などころはないのですが、常勤で入っていただいております精神科医の先生の方から、職員の精神衛生の部分について取組をしていただけるということで、自発的にご提案いただいておりますので、今そちらにちょっと甘えさせていただくというか、そちらの力を活用しながら進めさせていただければと考えているところでございます。

○佐藤委員長

ありがとうございました。

松本委員、いかがでいらっしゃいますか。

○松本委員

最後に第三者によるチェックを、お願いします。

○児童相談所長

児童相談所につきましては、第三者評価を受けるということが求められておりますので、現時点では、まだ具体的な日にち等、あるいはどこから第三者評価を受けるかということについては確定しておりませんが、児童相談所の運営を進めていく中で、第三者評価については行わなければならないということになっておりますので、こちらを活用していくということになっております。

また、一時保護所に関してですが、入所児童のアドボケイト（意見表明支援）については、外部の機関にお願いをしまして、既に1回入っていただいて、まだそのときは保護児6名でしたけれども、その中で活動していただいております。

○佐藤委員長

ありがとうございました。

松本委員、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご質問、ご意見等はございませんでしょうか。オンラインの先生方

もいかがでしょうか。

ありがとうございました。まだ1か月たっていないというところになると思いますので、今後も円滑な運営に向けて、委員の先生方もお気づきの点があれば、また忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。ありがとうございます。

(5) 児童死亡事例対応検証報告書について

○佐藤委員長

それでは、続きまして、議題の5点目、「児童死亡事例対応検証報告書について」になります。

こども政策課よりご説明をお願いいたします。

○こども政策課長

こども政策課です。

資料5、「【概要版】児童死亡事例対応検証報告書（船橋市児童死亡事例対応検証委員会）」をご覧ください。

令和5年7月に船橋市で生後11か月の男児が死亡した事例を検証するため、本市は船橋市児童死亡事例対応検証委員会を設置いたしました。本日は、この委員会で取りまとめられた児童死亡事例対応検証報告書について、この概要版によりご説明いたします。

資料をご説明する前に、組織や関係団体などの表記は、当事者のプライバシーに配慮し、所管事務の内容やアルファベット表記で記載しておりますので、ご了承いただければと考えております。

まず、「1 検証の目的と方法」です。

本事例を検証するため、令和6年8月に船橋市児童死亡事例対応検証委員会を設置いたしました。本市の関与や支援について検証することで、今後の取り組むべき課題とそれに対する方策を提言することを検証の目的としております。

本検証委員会の委員の皆様は、資料に記載のとおりでございます。

本検証は、国の通知に基づいて、(1) 事実関係の把握及び論点の整理、(2) 関係者へのヒアリング調査、(3) 課題の抽出・整理、改善策の検討・提言の流れで進め、令和6年8月から5回にわたり会議を実施し、令和8年3月25日に委員長から市長に報告されました。

「2 事例の概要等」です。

本児は令和4年8月にA市で出生しましたが、ネグレクト疑いの通告があり、A市児童相談所は本児を一時保護いたしました。令和4年9月初旬に本家庭はA市から本市に転居しましたが、本児はまだ一時保護中でした。その後、令和5年4月にE保育園に入園し、一時保護が解除されました。一時保護が解除されたことにより、A市児童相談所と県児童相談所はケース移管の協議を開始し、令和5年6月にケース移管が完了しております。令和5年5月に個別ケース検討会議を実施いたしました。その後、本家庭は令和5年6月に市内転居し、それに伴い、本児はE保育園を退園いたしました。令和5年7月6日に個別ケース検討会議を実施しましたが、令和5年7月26日に本児が救急搬送され、その後、死亡が確認されたというものです。

右は、本家庭の世帯構成でございます。

2ページをご覧ください。

資料ですが、本事案を検証していく中で表れた問題点・課題を左に整理し、提言を右に整理させていただいております。提言の順番に従いましてご説明させていただきます。

「提言1 児童虐待に関する基本的理解と対応力の強化」でございます。

問題点・課題の1つ目が、関係機関職員が持つ児童虐待に関する基礎知識が不十分であったことです。A市児童相談所から連絡があったことなどの状況においても、福祉支援担当課は本世帯を虐待ケースと認識するまでには至らなかったということでございます。

これについての提言が、関係機関職員の資質向上です。関係機関の役割に応じた研修を実施することで、児童虐待についての基礎知識を学び、適切な対応の理解に努め、研修に際しては、本報告書も活用して学ぶことで業務に生かすことをご提言としていただいております。

2つ目の問題点・課題が、傷あざ等の把握に伴い、リスク評価の見直しについて検討が必要であったこと、より丁寧に関係機関と情報共有する必要性があったことです。E保育園が把握した傷あざ等について、E保育園から関係機関に情報共有したものの、ネグレクト以外の可能性に十分な注意が向けられなかったこと、傷あざ等を記録した写真や傷あざ等が複数回確認されているとの情報が共有されず、虐待リスクの評価を変更し得る機会を逸したことでございます。

これについての提言が組織的な支援方針の検討・決定です。船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会、これからは「要対協」と申し上げます。要対協を構成する関係機関は、主体性を発揮して見解を表明し、積極的に情報を提供すること、児童の体に傷あざ等を確認した際には、写真等の客観的な記録を含む詳細な情報を速やかに要対協の調整機関や児童相談所を通じて共有すること、一方の情報提供を受けた機関は、これまでの対応方針に固執せず、客観的な事実に基づき再度アセスメントを行うこと、積極的な連携を図り、関係機関相互の意見を尊重した合意形成により方針決定を行うことをご提言としていただいております。

次に、「提言2 家庭に寄り添う支援の実施」でございます。

問題点・課題は、本児の転退園に伴うリスク評価をより慎重に行う必要があったことです。本児の保育園入園は一時保護解除の要件となっておりますが、より丁寧に転退園リスクの評価と支援を進めていく必要があったということ、転園時の必要書類について一部免除が可能であったが、その措置が講じられなかったことでございます。

これについての提言の1つ目が養育支援の活用です。家族全体の養育力のアセスメントにより、介入的アプローチのみならず、母子保健や福祉部門からの支援的アプローチも検討することで、保護者を含めた包括的な支援を実施すること、また、所属機関がない児童がいる家庭には、子育て支援事業を積極的に活用することでございます。

2つ目が利用しやすい支援サービスの提供です。制度を最大限活用し、手続面や費用面での負担軽減を図ることで、利用しやすい養育支援サービスを提供することでございます。

3つ目が母子保健の支援の在り方です。支援を求めない保護者に対し、そのように至

った背景に目を配り、当事者目線で丁寧に関わり信頼関係を築くこと、予防的な視点を持って、家族とともに対応策を考え、支援に臨むこととございます。

3 ページ目をご覧ください。「提言 3 要対協の在り方」です。

問題点・課題の1つ目が、個別ケース検討会議は関係機関が一堂に会して情報共有や協議を行う貴重な場であることの重要性について、さらなる理解が必要であったことです。個別ケース検討会議において、福祉支援担当課が会議に参加する重要性を認識しておらず、欠席していたという状況と、開催側も積極的な参加を促していなかったということです。

これについての提言が個別ケース検討会議への参加と決定事項の取扱いです。個別ケース検討会議の出席要請に各機関は必ず出席すること、開催側も出席要請を行う際にはケースの状況や期待される役割などを明確に伝え、関係機関が主体的に出席するよう働きかけること、決定された支援方針などは、会議終了後速やかに内部で情報共有し、組織として意思決定した上で支援を実施することとご提言をいただいております。

2つ目の問題点・課題が、個別ケース検討会議の会議録について、情報共有の仕組みが必要であったことです。個別ケース検討会議の会議録は各参加機関で作成し、統一した会議録の共有が行われておらず、事例に対する理解や対応に齟齬が生じる状況となっていたこと、欠席した福祉支援担当課に会議録が提供されず、福祉支援担当課側からも会議録を求めていなかったことでした。

これについての提言は、個別ケース検討会議における会議録の作成と共有です。会議録作成者を明確にすること、関係機関で共有して情報の齟齬を防止すること、欠席した機関に対しても会議録を共有すること、会議録の作成、共有については、ICT等を活用した事務の効率化を検討することとご提言をいただいております。

3つ目の問題点・課題が新たに連携する必要が生じた部署との情報共有や連携の仕組みが整っていなかったことです。家庭の福祉支援開始に伴って連携する必要が生じた福祉支援担当課と要対協で十分な情報共有がなされなかったこと、また、本児の保育園入園により連携の必要が生じたE保育園に十分な情報提供が遅れたこととございます。

これについての提言が情報共有体制の構築です。対象ケースの情報共有の在り方を見直すことで関係機関の把握頻度を向上させるなど、適切な把握体制を整備すること、新たに要対協の対象ケースと認識した際には、関係機関間で速やかに連絡を取り、必要な情報を共有すること、各関係機関は、児童虐待防止の観点から自らの業務を捉えた上で必要な支援を行うこととご提言をいただいております。

4 ページをご覧ください。「提言 4 児童相談所と市関係機関との連携」でございます。これは、市児童相談所設置の際に対応を求めるものとしてご提言をいただいております。

問題点・課題の1つ目が、一時保護中の転居やケース移管協議中の転居という複雑な状況下で、柔軟な対応が求められる状況であったことです。一時保護が解除されるまで児童相談所間のケース移管を保留するという取決めがあり、本児の一時保護中に本家庭が転居したため、工夫した対応が求められる状況であったこと、児童相談所以外の関係機関でも、引継ぎ時期に異なりが生じたことで、円滑な連携が取りづらい状況であったこと、また、ケース移管協議中に新たに転居が行われるなど状況が変化しており、柔軟な対応が必要な状況となっていたこととございます。

これについての提言がケース移管の時期と関係機関との連携です。一時保護中の転居事例においても、両児童相談所は移管前の段階から積極的に連携するとともに、要対協を適切に活用するなど、関係機関との情報共有を図ること、移管元の児童相談所は、移管の最中においても主体的にアセスメントを行うこと、移管先の児童相談所は、移管前の段階でも個別ケース検討会議に積極的に参加するなど、情報収集や意見交換を行うこととご提言をいただいております。

2つ目の問題点・課題の新たに連携する必要が生じた部署との情報共有や連携の仕組みが整っていなかったことについては、3ページの提言3の問題点・課題の再掲となりますが、これに対する提言が新規に関係機関となった組織との連携でございます。市の児童相談所は、取扱い中のケースについて、新たに関与する関係機関に対し、ケース移管時に準ずる情報を提供するとともに、必要な説明を行うことで円滑な支援の実施につなげることとご提言をいただいております。

資料の説明は以上になりますが、各所管においてはご提言を踏まえた取組を実施しているところでございます。来年度、当審議会の死亡事例等検証部会にて、実施した取組の内容、状況をご報告し、ご評価いただきたいと考えております。

以上になります。

○佐藤委員長

ご説明ありがとうございました。

それでは、議題の5点目、児童死亡事例対応検証報告書について、ご意見、ご質問等がございましたら、会場の方は挙手をお願いいたします。オンライン参加の方は、カメラに向かって挙手していただくか、手挙げ機能にてお知らせください。よろしいでしょうか。

そうしましたら、提言に対する市の取組については、1年後をめどに死亡事例等検証部会で改めてご報告していただきます。

本日の議事は以上となります。長時間にわたりご意見をいただき、ありがとうございました。

事務局から連絡事項などはございますでしょうか。

○事務局（こども政策課長補佐）

長時間にわたりご審議ありがとうございました。

委員の皆様全員が集まる児童福祉審議会、いわゆる全体会の開催は年1回程度を想定しており、次の開催日は1年後となる予定でございます。

なお、各部会の開催通知等につきましては、後日、各事務局よりご連絡いたしますので、その際はよろしくお願いいたします。

また、本日お車でお越しの方がいらっしゃいましたら、駐車料金無料処理のためのスタンプを押しますので、入り口付近の事務局職員にお申し出ください。

事務局からは以上になります。

○佐藤委員長

ありがとうございます。

6. 閉会

○佐藤委員長

それでは、本日は以上をもちまして会議を終了いたします。

オンラインで参加の先生方、ありがとうございました。会場の先生方でもありがとうございました。